

保証規約

第1条（定義）

本保証規約（以下、「本規約」という。）において、別段の定義を伴わずに用いられる本条各号の用語の意味は、それぞれ以下の通りとする。

- （１）「当社」とは、ス波尔ディング・ジャパン株式会社をいう。
- （２）「当社製品」とは、当社が販売を取扱う製品をいう。
- （３）「正規品販売店」とは、当社が指定した、当社製品を販売する第三者（法人であると個人であるとを問わない。）をいう。
- （４）「購入者」とは、当社または正規品販売店から、当社製品を購入するすべての者をいう。
- （５）「マニュアル」とは、当社製品を購入した際に交付されるオーナーマニュアルを含む当社製品の取扱い説明書一切（名称を問わない。）をいう。
- （６）「故障」とは、購入者がマニュアルに従い、正しい方法で当社製品を組立てかつ正しい使用方法で当社製品を使用し、保管をしている場合であっても、製品が正常に機能しない状態をいう。
- （７）「無償交換」とは、当社製品が故障した場合、当社が無償で当社製品の全部または一部（部品を含む。）を交換するための当社製品の全部または一部を提供することをいう（なお、部品等の交換作業は購入者本人が行うものとする。）。
- （８）「無償保証」とは、本規約に定める条件により、購入者に対し、当社が無償交換を約束する場合をいい、修理は含まない。
- （９）「有償交換」とは、購入者が費用を負担し、当社が当社製品の全部または一部（部品を含む。）を交換するための当社製品の全部または一部を提供することという（なお、部品等の交換作業は購入者本人が行うものとする。）。

第2条（適用範囲）

- 1 本規約は、購入者が、日本国内において、当社または正規品販売店から当社製品を購入した場合に適用される。
- 2 本規約は、購入者が当社製品の購入を申込み、当社または正規品販売店が承諾し、当社製品の売買契約が成立したと同時に、購入者が本規約に同意したものとなす。購入者が、本規約に同意しない旨の意思表示をしたときは、本規約に基づく保証を受けることができない。
- 3 本規約とマニュアルとの間において、同一の事項に関し、異なる規定がある場合には、本規約が適用されるものとする。

第3条（無償保証）

- 1 購入者は、当社製品に製造上の故障がある場合に限り、購入日から1年に限り、無償保証の適用を受けることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には無償保証の適用を受けることができない。
 - （1）故障の状況を確認するための検査を拒否したとき。
 - （2）当社または正規販売店での購入を証明する書面を提示しないとき。
 - （3）上記（2）の書面が偽造または変造されているとき。
 - （4）購入者が、当社製品を日本国外において使用したとき。
 - （5）当社製品の運送または移動中の、落下または衝撃等を起因して故障または損傷したとき。
 - （6）購入者が使用上の不注意、誤用、乱用または改造等によって故障または損傷したとき。
 - （7）購入者が、当社製品を当社が定める適合する当社製品以外の製品（他社製品のほか、当社の関連会社が販売する製品及び適合しない当社製品を含む。）と組み合わせまたは当社以外の部品を使用したこと等により故障または損傷したとき。
 - （8）使用中に通常生じる自然摩耗または自然劣化により損傷が生じたとき。
 - （9）火災、地震、落雷、風水害その他の天変地異または盗難等の人災により故障または損傷したとき（荒天、強風時に当社製品が転倒し、または飛行物が衝突をした場合等を含む。）。
 - （10）購入者がマニュアル記載の警告を遵守せず、故障または損傷が生じたとき。
 - （11）前各号に掲げる場合の他、故障の原因が購入者の使用方法または保管方法にあると認められるとき。
- 2 前項の保証期間を経過したときまたは前項各号の場合に当たり無償保証の適用を受けることができない場合には、購入者は有償交換のみをすることができ、有償での修理を依頼することはできない。ただし、購入者が有償交換を希望しない場合であっても、当社において当社製品を預かっている場合において、当社製品の返還等の送料その他にかかる実費については購入者が負担するものとする。

第4条（交換）

本規約による交換は、次の各号に掲げる方法による。

- （1）当社製品の故障が疑われるときは、マニュアル記載のカスタマーセンターに対し、連絡をするものとし、当社に対し当社製品を発送してはならな

い。かかる場合における送料は、返送費用を含め、購入者の負担とする。
なお、購入者が受領を拒否した場合には、3か月間の保管期間の経過をもって、当社製品の所有権は当社に移転し、当社が処分もしくは第三者へ譲渡できるものとする。この場合において、当社は、当社製品の保管に要した費用及び処分に要した費用を、購入者に対し、請求することができる。

- (2) 当社製品の交換は、当社の判断により、当社製品の全部または一部（部品を含む。）の交換をするための当社製品の全部または一部を提供することという（なお、部品等の交換作業は購入者本人が行うものとする。）。
- (3) 交換した旧製品または部品等については、購入者において廃棄等の処分を行う。
- (4) 交換をした当社製品の保証期間は、交換をした日を基準とせず、当初購入日から起算するものとする。

第5条（損害賠償及び免責事項）

- 1 当社が当社製品に関連して損害賠償責任を負う場合、当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社製品に関する債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償の責任は、購入者の当社製品の購入金額を限度とする。
- 2 購入した当社製品に関し、購入時に発見することが不可能な製造上の故障があった場合には、本規約にかかわらず、故障を発見した日から1年に限り、無償で故障のない製品若しくは同等品との全部または一部（部品を含む。）を交換するための当社製品の全部または一部を提供するものとし、当該故障に基づく損害賠償義務を負わないものとする。

第6条（反社会的勢力の排除）

購入者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2号に定義される暴力団、同法同条6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、もしくはその関係者、不法収益・犯罪収益等に関連する犯罪行為者、又は総会屋その他反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」という。）であることが判明したときは、当社はかかる事由判明したときからいつでも、何らの催告を要することなく、本規約を適用しない。

第7条（規約の変更）

購入者は、本規約が、事前の書面による通知なく、変更される場合があることを承諾する。なお、当社は、本規約を変更した場合には、当社ホームページ

上において変更後の規約を掲載する。

第8条（準拠法及び裁判管轄）

本規約は、日本法に準拠し、本規約に関連して生じた一切の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

発行日 2020年1月22日